

令和7年度ふるさと渋川学生奨励金給付要領

令和7年4月1日から適用

本事業の予算額及び申請手続き等は次のとおりとする。

給付目的	本事業は、将来の夢の実現に向けて努力する有為な人材である学生の大学等への進学及び自主的かつ自発的な活動を奨励し、及び支援するため、ふるさと渋川学生奨励金（以下「奨励金」という。）を給付する。
定義	<p>1 学生 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（高等課程又は専門課程に限る。）又はこれに準ずる学校に在学する者をいう。</p> <p>2 グループ 2人以上の学生により自主的かつ自発的に組織された任意の団体をいう。ただし、政治団体、宗教団体、営利を目的とする団体、反社会的団体、公序良俗に反する団体及び学校に所属し、又は登録されている団体を除く。</p>
給付対象者	<p>奨励金の給付を受けることができる者は、個人にあっては当該個人が、グループにあってはその構成員の全員が次の各号のいずれかに該当する者で構成されたグループとする。</p> <p>(1) 渋川市に住所を有し、かつ、奨励金申請時に学生である者</p> <p>(2) 過去に渋川市に1年以上住所を有していたことがあり、かつ、奨励金申請時に学生である者</p> <p>(3) 渋川市内にある群馬県立の高等学校又はこれに準ずる学校に在学する者</p> <p>(4) 渋川市内にある群馬県立の高等学校又はこれに準ずる学校を卒業し、奨励金申請時に学生である者</p>
給付の条件	<p>1 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>2 過去にふるさと渋川学生奨励金の給付を受けていないこと。</p>
奨励金の額	奨励金の給付額は1人又は1団体につき100,000円とする。
再申請の制限	奨励金の給付回数は、1人又は1団体につき1回を限度とする。
事業予算額	本事業全体の1か年度当たりの給付限度額は、300,000円とする。
申請の方法及び時期等	1 ふるさと渋川学生奨励金（以下「奨励金」という。）の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ふるさと渋川学生奨励金給付申請書（様式第1号）及びPR動画を提出しなければな

	<p>らない。</p> <p>2 PR動画は3分以内とする</p> <p>3 申請書及びPR動画の提出期限は、令和7年9月19日（金）17時（必着）とする。</p> <p>4 ふるさと渋川学生奨励金給付申請書（様式第1号）及びPR動画の提出方法は、電子申請システム又は郵送、持参、メールによるものとする。</p>
<p>選考委員会</p>	<p>1 申請者のうちから奨励金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）を選考するため、ふるさと渋川学生奨励金給付選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。</p> <p>2 選考委員会に委員長を置き、委員長は教育長とする。</p> <p>3 選考委員会の委員（以下「委員」という。）は、7人以内とし、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。</p> <p>（1） 見識を有する者</p> <p>（2） その他教育長が適当と認める者</p> <p>4 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 選考委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。</p> <p>6 選考委員会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>7 委員長は、選考委員会の結果を速やかに市長に報告しなければならない。</p>
<p>選考の方法等</p>	<p>1 選考委員会は、PR動画による選考を実施し、給付対象者を3人以内に決定する。選考結果及び提出書類についてはメールで通知する。</p> <p>2 給付対象者として選考された者は、次の書類のうち指定されたものを期日までに提出しなければならない。</p> <p>（1） 住民票の写し（コピー可）</p> <p>（2） 高等学校、中等教育学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校に在学していることを証明する書類（発行から2か月以内のもの）（コピー可）又は校長印のある学生証のコピー</p> <p>（3） ふるさと渋川学生奨励金給付要綱第2条第2号による場合は、過去に渋川市に1年以上住所を有していたことを証明する書類</p>

	<p>(4) その他市長が必要と認めるもの</p> <p>3 前項の書類の提出方法は、郵送又は持参によるものとする。</p> <p>4 要件を満たさない場合は、給付決定を取り消すものとする。</p>
奨励賞の交付	<p>選考委員会は、選考により給付対象者とならなかった者に対し、奨励賞を交付することができる。</p>
給付の決定	<p>市長は、選考委員会の選考を経て給付対象者を決定したときは、ふるさと渋川学生奨励金給付決定通知書(様式第2号)又はふるさと渋川学生奨励金不給付決定通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。ただし、グループ申請の場合、代表者のみに通知するものとする。</p>
請求の方法及び支払の時期等	<p>1 給付対象者は、ふるさと渋川学生奨励金給付決定通知書(様式第2号)を受領した後、奨励金請求書(様式第4号)を提出する。ただし、グループ申請の場合、代表者のみが提出するものとする。</p> <p>2 市長は、給付対象者から奨励金請求書(様式第4号)の提出があったときは、請求日から20日以内に奨励金を給付する。</p>
給付決定の取消し及び奨励金の返還	<p>1 市長は、給付対象者が偽りその他不正な手段により給付決定又は給付を受けたときは、奨励金の給付決定を取り消す。</p> <p>2 奨励金の給付を受けた後、奨励金の給付決定を取り消された者は、指定された期限までに奨励金を返還しなければならない。</p>
申請書等の様式	<p>ふるさと渋川学生奨励金給付申請書(様式第1号)</p> <p>ふるさと渋川学生奨励金給付決定通知書(様式第2号)</p> <p>ふるさと渋川学生奨励金不給付決定通知書(様式第3号)</p> <p>奨励金請求書(様式第4号)</p>
取扱担当課	<p>渋川市教育委員会事務局 教育総務課(第二庁舎)</p> <p>電話 0279-22-2076(直通)</p> <p>メールアドレス edu-k@city.shibukawa.gunma.jp</p>